Ⅱ 生活衛生課関係業務

1 食品衛生関係

食品の安全性を確保するために、「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、営業施設等の監視指導、不良食品の排除及び食品衛生講習会の実施等により、食中毒等健康被害の発生防止、食品衛生の向上及び食品衛生に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

			許可	/ h: 米h:	- III			1 /94 =	う 行	政 処	分	
7	業種	営 施設業 数	## # # #	新規	庭	監 供 計 画	監視 指 導	営業禁止		改善命令	廃棄命令	そ の 他
	T							-11.	-11.	13	1,	
	食堂・レストラン	782	60	33	56	403	232					
	仕出・弁当	76	5	2	1	88	51					
飲食店営業	旅館	110	20	2	13	129	100					
	その他	1,469	126	100	151	456	534					
	臨時	597	38	86	55	283	209					
菓子製造業		374	26	25	21	185	163					
乳処理業	to an alle	3			1	4	5					
特別牛乳搾取外	処埋業						_					
乳製品製造業		3	1	2	1	2	7					
集乳業		1	40	1.4	0.1	1	0.40					
魚介類販売業 魚介類販売業(臨時)		337	43	14	31	273	249					
		9	-1	3		0	0					
魚介類せり売り魚肉ねり製品		6	1			6	2					
		1	0	1	1	1	4					
食品の冷凍又に 缶詰又は瓶詰1		25	3	1	1	15	62					
要茶店営業	艮印籽垣来	16	99	7	1	9 62						
あん類製造業		182	22	7	30	9	65					
アイスクリー、	2 粘制迭光	85	4	6	1 5	42	62					
乳類販売業	A 积 表 但 未	524	72	22	66	170	317					
乳類販売業(臨	1時)	1	12		00	170	517					
食肉処理業	1147)	25	5	1	1	25	79					
食肉販売業		356	41	15	34	213	292					
食肉販売業(臨	(時)	6	41	3	04	1	292					
食肉製品製造		9	2	1		8	59					
乳酸菌飲料製油				1		0	00					
食用油脂製造		6				6	5					
	なショートニン	0				0	5					
グ製造業	, , ,											
みそ製造業		36	1	3	2	18	6					
醤油製造業		5	1			3	3					
ソース類製造業	業	26	3	1	1	14	15					
酒類製造業		5				2	1					
豆腐製造業		33	4	1	3	18	33					
納豆製造業		12	2			6	7					
めん類製造業		46	2	2	1	23	13					
そうざい製造	業	178	13	12	10	88	122					
添加物製造業		4	2			4	2					
食品の放射線原												
清涼飲料水製油	造業	19		1		18	14					
氷雪製造業		7	2			2	5					
氷雪販売業		6		1		2	2					
合	計	5,388	499	344	486	2,598	2,729	0	0	0	0	0
平成:	2 3 年度	5,530	311	469	421	2,666	2,271	0	3	0	0	0
平成:	2 2 年度	5,482	615	452	551	2,692	2,369	0	1	0	0	0

※ 市町村別営業許可施設	党数
--------------	----

<u>不 中門竹別呂耒町町旭畝剱</u>							(/3	V 70 1	0 /1 0	1 日5亿1工/
市町村	+	三	野	七	六	横	東	六	~ そ 移	合
	和	沢	辺	戸	戸	浜	北	ケー	の販	
業種	田	市	地	町	町	町	町	所	売 等 (計
	市		町		,			村		
飲食店営業	966	652	198	153	71	51	195	140	608	3,034
菓 子 製 造 業	168	58	18	53	21	13	34	8	1	374
乳 処 理 業	2			1						3
特別牛乳搾取処理業										0
乳製品製造業	1						2			3
集乳業	5 0	~ 0	90	0.0	00	0.0	1	9.0	1.0	1
無介類販売業 魚介類せり売営業	78	53	39	30	20	23	55	30	18	346
魚介類せり売営業魚肉ねり製品製造業		$\frac{1}{1}$	3				1	1		6
農品の冷凍又は冷蔵業	1	3	3	3		1	4	1		1
世話又は瓶詰食品製造業	$\frac{4}{5}$	$\frac{3}{2}$	1	$\frac{3}{4}$	1	$\frac{4}{1}$	4	$\frac{4}{2}$		$\frac{25}{16}$
喫 茶 店 営 業	82	38	13	15	8	$\frac{1}{5}$	8	13		182
あん類製造業	6	30	10	10	- 0	5	2	10		8
アイスクリーム類製造業	47	8	6	9	4	4	6	1		85
乳 類 販 売 業	173	92	52	48	29	20	66	39	6	525
食肉処理業	14	6	- J	1	2	2	0	30		25
食 肉 販 売 業	121	53	23	34	26	16	47	28	14	362
食肉製品製造業	4	3		1			1			9
乳酸菌飲料製造業										0
食 用 油 脂 製 造 業	1					3	2			6
マーガリン又はショートニング製造業										0
みそ製造業	12	6	1	11	2	1	3			36
醤油 製造業	2		2	1						5
ソース類製造業	10	1		7	3	2	3			26
酒 類 製 造 業	2			2				1		5
豆 腐 製 造 業	18	2	3	5	2	1	2			33
納 豆 製 造 業	9	1	1	1						12
めん類製造業	22	2	3	13	3	1	2			46
そうざい製造業	50	26	10	28	8	12	36	8		178
添加物製造業						1	3			4
食品の放射線照射業										0
清涼飲料水製造業	7	4	1	8	2			1		19
水 雪 製 造 業	3	1	1					2		7
氷 雪 販 売 業		1	3	1			1			6
合計	1,807	1,010	381	429	202	160	474	278	647	5,388
平成23年度	1,880	1,031	397	433	210	179	494	292	614	5,530
平成22年度	1,881	1,037	412	434	210	178	487	286	557	5,482

(2) 営業許可を要しない業種・施設・監視等の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

業種別		施設数	監視計画件数	監視指導件数
	学校	7	7	9
公会长元	病院・診療所	38	20	14
給食施設	事業所	21	6	6
	その他	147	90	60
乳さく取業		16	5	0
食品製造業		34	17	56
野菜果物販売業		289	87	221
そうざい販売業		201	101	241
菓子(パンを含む)販売業	373	187	299
食品販売業(上記	以外)	210	105	316
添加物(法第7条 れたものを除く)	の規定により規格が定めら 製造業	0	0	0
添加物の販売業		10	3	122
氷雪採取業		0	0	0
器具・容器包装おも	ちゃの製造業又は販売業	62	19	253

(3) 魚介類行商及びアイスクリーム行商の登録状況

区分	年度	2 4	2 3	2 2
	新規	0	0	0
魚介類行商	更新	0	0	0
	従業員	0	0	0
	新規	0	3	1
アイスクリーム類行商	更新	4	0	0
	従業員	16	21	16

(4) 大規模調理施設等に対する重点監視指導

大規模調理施設、広域流通食品の取扱施設及び過去に食中毒をおこした施設を対象に年2回実施するなど、重点的に監視指導を行った。

- ①大規模調理施設等:仕出し・弁当・旅館=延べ151件の実施
- ②給食施設:学校・病院等・事務所・保育所・社会福祉施設等=延べ89件の実施 なお、病院については、医療監視及び栄養指導と連携して効果的な監視指導を行った。

(5) 産直施設等に対する個別対策監視指導

道の駅等の産直施設や観光地における食品の安全性確保及び大規模な大会等における食中毒等の発生を未然に防止するため、監視指導を行った。

- ①道の駅等の農産直売所において、販売される食品の適正表示、毒きのこに対する注意喚起等 の監視指導を実施した。
- ②春季及び秋季等の観光シーズンを前に、焼山・十和田湖畔地区の旅館、飲食店等の監視指導を 行った。

(6) 夏期及び年末一斉取締り監視指導

食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末において、厚生労働省が示す方針を踏ま え、県が委嘱している食品衛生推進員を活用する等、効率的な監視指導を行った。

- ① 夏期一斉取締りにおいて、13件の収去検査、許可を要する営業施設306件及び許可を要しない販売業等179件の監視指導を行った。
- ② 十和田市及び三沢市で食中毒防止キャンペーンを行い、食品衛生推進員等と協力し広報、着ぐるみ、チラシ等を利用することにより、約1,000名の消費者に対して食中毒予防の普及啓発を図った。
- ③ 年末一斉取締りにおいて、許可を要する営業施設303件及び許可を要しない販売業等151 件の監視指導を行った。

(7) 食品の収去検査

県内の流通食品や広域に流通される県産食品等について、年間を通じた計画的な収去を行い、それぞれ微生物、食品添加物、アレルギー物質及び有害物質等(鉛等重金属、残留農薬、放射性物質)の検査結果に基づき指導を行った。

- ① 流通食品及び乳等検査:魚介類、鶏卵、食肉、そうざい、菓子類、牛乳等103食品を収去
- ② 有害物質等検査:土産品、県産農産物等29食品を収去

(8) 不良食品等(苦情、管外・県外依頼)の調査指導

県内外で発見された不良食品等に関する調査は5件あり、製造施設及び販売施設等での食品取扱い状況を調査し、原因の追求並びに再発防止対策の徹底を図った。

また、消費者苦情に関する調査は13件あり、営業者等に対して指導を行った。

		区分	不	221	,_		発 場			不	良理	建由				行	政措	置の:	伏況		
4	年度		良食品発見件数	消費者の届出	保健所の発見	他機関の発見	県内	県外	表示違反	規格 基準 細菌	見各は生 化学	カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄		営業停止	設備改善	顛末書	口頭指導	他保健所に移送	その他
	平成2	4年度計	5	3	1	1	2	3	1	1		3			1		2	1	3		3
	平成2	3年度計	10	5	1	4	10		5	1		4	1		2			3			6
	平成2	2年度計	7	7			5	2	1			3	3	_	1		_	1			1

(9) 対EU輸出ホタテガイサンプリング

むつ湾東部生産海域の野辺地定点において、農林水産部水産振興課・地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所と連携し、年間を通じたサンプリング計画に基づき6月に1回、1月から3月までは定期的に、検体の採取・搬送を行い、生産海域の管理強化を図った(平成24年度実績:延べ7回)。

(10) 食中毒等健康被害発生状況

食中毒等健康被害が発生した場合には、「青森県食中毒調査処理マニュアル」に基づき速やかに対応するとともに、二次汚染等被害の拡大防止に努めた。

左座	▽	患者数	死者(人)			病因物質		
年度	発生件数	(人)	(再掲)	細菌	ウイルス	自然毒	化学物質	不明
2 4	1	4	0	1				
2 3	5	48	0	1	3	1		1
2 2	4	13	0	1	2	1		

(11) 食品衛生教育

食中毒等の予防、食品衛生思想の普及啓発及び食品衛生知識の向上を図るために、食品関係営業者及び一般消費者等に対して食品衛生講習会を実施した。

区分	2	4	2	3	2	2
年度	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
給食施設従事者	4	297	5	309	4	313
農林水産加工関係者	13	435	2	37	6	140
食品関係営業者	9	224	14	353	9	249
食品衛生責任者	13	438	12	326	15	505
一般消費者	5	164	6	77	4	86
その他						
合計	44	1,558	39	1,102	38	1,293

2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業六法関係監視指導

住民の日常生活と密接な関係のある理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場の生活 衛生営業六法関係について、各々、関係法令に基づき許可・確認を行うとともに、施設の衛生水準 の維持・向上を図るために、計画的な監視指導を行った。

ア 許可(確認)等の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

施設	区分	理	美	クリー		旅	館		公衆	浴場	興
許可等・年度	許可等・年度		容所	ニング所 (取次所 再掲)	ホテル	旅館	簡易 宿所	下宿	一般	その 他	行 場
	24	7	10		1	1	2		1		
許可 (確認)	23	6	12	1(1)		1			3		
(1)	22	5	11	2(1)	1	3	14		1	1	
	24	12	15	3(2)	1	4	1	2	1		
廃止	23	8	16	8(4)		8	1		1	1	
	22	10	14	2(1)	2	5	1		2	1	

イ 市町村別営業施設数

(平成25年3月31日現在)

	施設	区分	理	美	クリー		旅	館		公衆	浴場	興
市町	町村		容 所	容所	ニング所 (取次所 再掲)	ホテル	旅 館	簡易 宿所	下宿	一般	その 他	行場
+	和 田	市	132	167	60(33)	6	82	67	6	12	7	4
三	沢	市	75	117	31(14)	12	24	23	2	15	1	
野	辺 地	町	34	43	11(7)		13	2	2	5		
七	戸	町	30	45	10(7)		9	33	1	9	1	
六	戸	町	14	12	5(1)		12	2		6	1	1
横	浜	町	10	13	1(0)		4	2		1		
東	北	町	34	33	13(4)	1	16	3		12		
六	ヶ所	村	18	31	6(3)		14	1		4	2	
	計		347	461	137(69)	19	174	133	11	64	12	5
2	3 年	度	352	466	140(71)	19	177	132	13	64	12	5
2	2 年	度	354	470	147(74)	19	184	133	13	62	13	5

ウ 監視指導の状況

	施設区分	理	美	クリー		旅	館		公衆》	谷場	興
4	年度	容所	容所	ニング所 (取次所 再掲)	ホテル	旅館	簡易 宿所	下宿	般	その 他	行場
	2 4	90	107	86(22)	7	83	23		28	5	2
	2 3	82	81	15(1)	18	74	9		42	1	2
	2 2	74	83	66(1)	11	91	24		21	3	2

(2) レジオネラ症発生防止対策

「青森県レジオネラ症の入浴施設における発生の予防に関する条例」に基づき、旅館業及び公衆 浴場業の施設114件について、水質基準の遵守及び施設の衛生管理指導を行った。

(3) 水道及び飲料水関係監視指導

水道法、青森県小規模水道規制条例、簡易専用水道事務取扱要領及び青森県飲用井戸等衛生対策 要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るために、施設の適正維持管理指導等を行った。

なお、平成25年度より、簡易専用水道については十和田市、三沢市、野辺地町、六戸町、東北町が、飲用井戸等については十和田市、三沢市が事務を取り扱うこととしている。

各種水道施設の状況

(平成25年3月31日現在)

種別	小規模	簡易専用		飲用井戸	等	
市町村	水道	水道	一般	業務用	小規模受水槽	計
十和田市	44	52	312	52	33	493
三沢市	0	36	74	27	30	167
野辺地町	0	8	70	9	4	91
七戸町	6	7	55	17	2	87
六 戸 町	3	2	731	20	1	757
横浜町	1	2	1,335	12	0	1,350
東北町	0	8	180	18	0	206
六ヶ所村	0	37	24	4	6	71
計	54	152	2,781	159	76	3,222
2 3 年 度	54	157	2,788	264	76	3,376
2 2 年 度	57	159	2,819	259	83	3,418

(4) 建築物衛生監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物(興業場、百貨店等で床面積が3,000㎡以上、学校で床面積が8,000㎡以上の建築物)について、衛生的な環境の確保を図るために施設の適正維持管理指導を行うとともに、登録営業者に対して清掃作業及び清掃用機器の維持管理方法等の指導を行った。

ア 施設・監視の状況 ※()は監視件数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

	Da -> - V D D	/•\\ /\	<u>оттрентуу</u>			(1 /9/4 =	0 0 / 1	
種別 市町村	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
十和田市	1(1)	3	5(1)	5	1	8(5)	3	26(7)
三沢市		1	1	2		7	4	15
野辺地町		1				1(1)		2(1)
七戸町		1						1
六 戸 町				1				1
横浜町								
東北町					1			
六ヶ所村		1		7(1)			2	10(1)
計	1(1)	7	6(1)	15(1)	2	16(6)	9	56(9)
2 3 年 度	1	7(1)	5	15	2	16(12)	9	55(13)
2 2 年 度	1	6(2)	5(3)	15	2	15(13)	10	54(18)

イ 登録営業所の状況 ※()は監視件数

(平成25年3月31日現在)

1 122	1/10/// 1979	, Du /•\	. () (> 1111.)	7411 //		`	1 /3/2 =0 1	0 / 1 01	1. /4 144/
種別	建築物	空 気	飲料水	飲料水	ねずみ	空気調和	排水管	環境衛	
	清掃業	環境	水質	貯水槽	昆虫等	用ダクト	清掃業	生総合	計
市町村		測定業	検査業	清掃業	防除業	清 掃 業		管理業	
十和田市	1		1	3			1	2	8
三沢市	3(1)			2(1)	1			2	8
野辺地町	1								1
七戸町				1					1
六 戸 町									
横浜町									
東北町				1					1
六ヶ所村	6			5(1)	1			1(1)	13
計	11(1)		1	12(2)	2		1	5(1)	32(4)
23 年度	11(3)		1(1)	12(4)	2(1)		1	5	32(9)
22 年度	11(4)		1	12(3)	2(1)		1	5(2)	32(10)

(5) 遊泳用プール施設等の監視指導

多数人が利用する遊泳用プールにおける衛生水準の確保を図るために、「遊泳プールの衛生基準について(平成19年5月28日 厚生労働省保健局長通知)」に基づき、水質基準、施設基準及び維持管理基準の遵守指導を行うとともに、「プールの安全標準指針(平成19年3月 文部科学省・国土交通省)」に基づくプールの安全確保のための適正な管理運営等を指導した。

なお、管内には十和田市(6)、三沢市(4)、野辺地町(1)、七戸町(2)、六戸町(1)、東北町(4)及び六ヶ所村(2)の20施設あるが、5施設は休止中である。平成24年度は15施設全ての監視指導を行った。

(6) 化製場等の監視指導

化製場等に関する法律及び青森県化製場等に関する条例に基づき、施設の衛生水準等を確保する ため指導を行った。

- ①化製場:七戸町(2施設-飼料)
- ②化製場法第8条施設:三沢市(1施設-ペットフード)、七戸町(1施設-肥料)
- ③死亡獣畜取扱場:十和田市(2施設-埋却)、三沢市(1施設-埋却)、 七戸町(2施設-解体焼却、埋却)

(7) 温泉関係監視指導

温泉法及び青森県温泉保護対策要綱に基づき、温泉資源の保護及び温泉の利用の適正化を図るために、温泉利用許可指針の遵守指導等を行った。

ア 温泉(源泉)数及び許可の状況

(平成25年3月31日現在)

/ /////////////////////////////////////		HI J -> VVD			(/*/\ = 0	, ,,,,,	, , , , , , , , ,
下町村 市町村	源泉数	掘削申請 (掘さく許可)	增掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請(利用許可)	利用 承継	温泉採取 事業廃止
十和田市	43				6(6)		1
三沢市	25						1
野辺地町	10						
七戸町	17						
六 戸 町	12						
横浜町	1						
東北町	37			1(1)	3(3)		1
六ヶ所村	4						
計	149			1(1)	9(9)		3
2 3 年度	152	3(3)		5(5)	39(39)		
22 年度	149	2(2)		2(2)	11(11)		

イ 監視指導状況

(平成25年3月31日現在)

		v · · · ·		
年度	区分	合計 (件数)	源泉・掘さく 動力 (増掘)	利用施設
2	4	65	33	32
2	:3	80	39	41
2	2	98	20	78